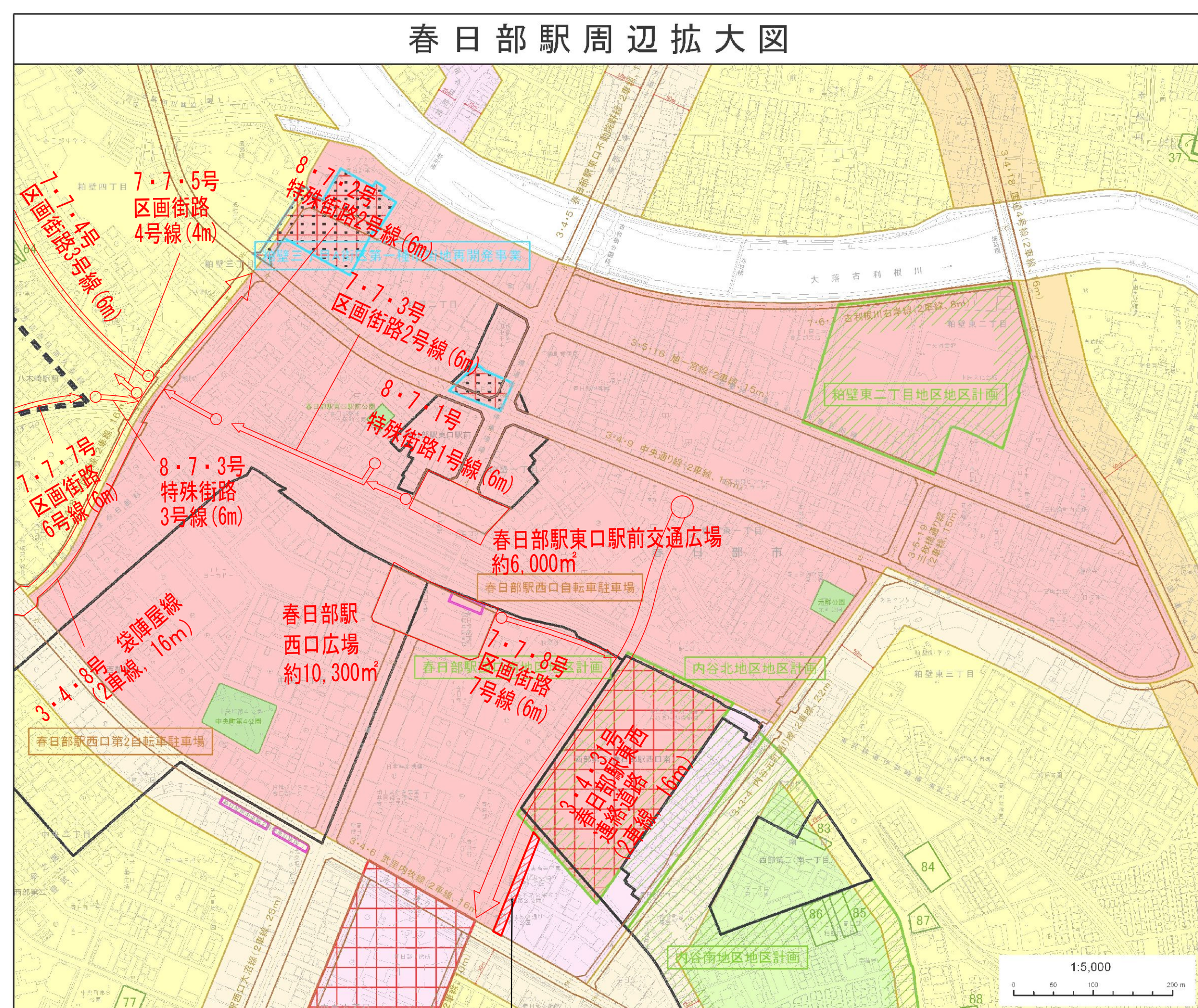
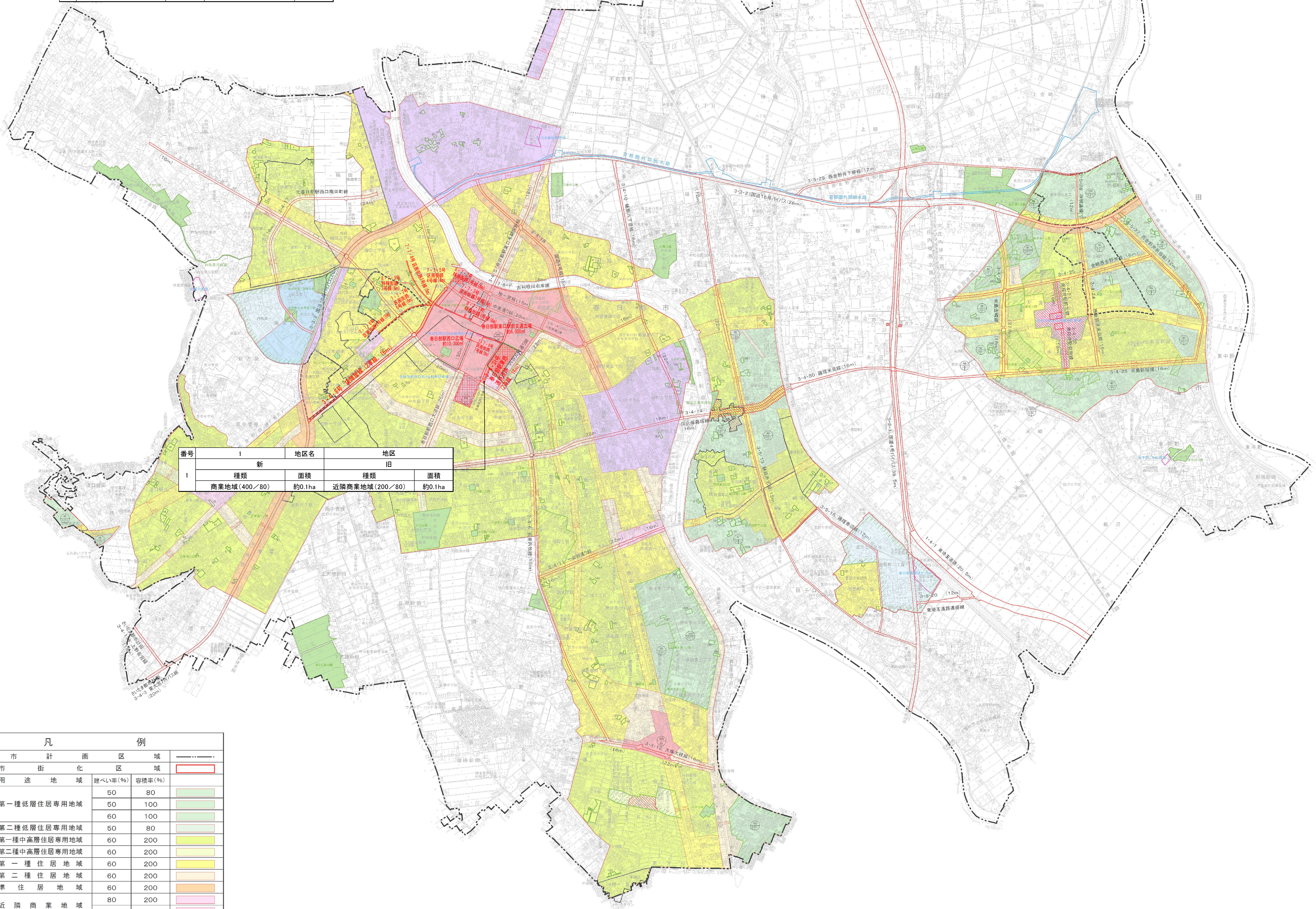


# 春日部都市計画図

平成二十八年三月



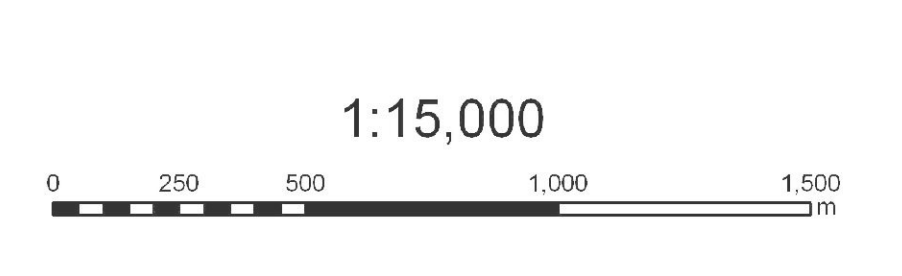
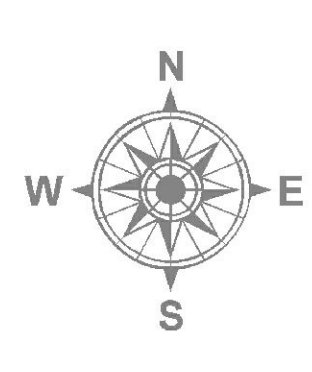
番号	I 新		地区名		旧	
	種類	面積	種類	面積		
1	商業地域(400/80)	約0.1ha	近隣商業地域(200/80)	約0.1ha		



番号	I 新		地区名		旧	
	種類	面積	種類	面積		
1	商業地域(400/80)	約0.1ha	近隣商業地域(200/80)	約0.1ha		

凡 例			
都市計画区域	市街化区域	市街化区域外	
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	
第一種低層住居専用地域	50 80	第一種中高層住居専用地域	60 200
第二種低層住居専用地域	50 100	第二種中高層住居専用地域	60 200
第一種住居地域	60 100	第一種住居地域	60 200
第二種住居地域	60 100	第二種住居地域	60 200
準住居地域	60 200	準住居地域	60 200
近隣商業地域	80 200	近隣商業地域	80 200
商業地域	80 300	商業地域	80 400
商業地域	80 500	商業地域	80 500
準工業地域	60 200	準工業地域	60 200
工業地域	60 200	工業地域	60 200
工業専用地域	60 200	工業専用地域	60 200
高度利用地区		高度利用地区	
防火地域		防火地域	
準防火地域		準防火地域	
生産緑地地区		生産緑地地区	
都市計画区域		都市計画区域	
都市計画公園・緑地		都市計画公園・緑地	
都市計画河川		都市計画河川	
その他の都市施設		その他の都市施設	
市街地再開発事業区域		市街地再開発事業区域	
土地整理事業区域		土地整理事業区域	
施工中		施工中	
施工済		施工済	

※高度利用地区(地盤一丁目)については、容積率の上限は50%、容積率の下限は20%、建ぺい率の上限は70%、建築面積の制限は200㎡です。  
 ※商業利用地区(地盤三丁目)については、容積率の上限は150%、建築面積の最低限度は200㎡、建ぺい率の上限は150%、40㎡以下(注)は、建ぺい率については建築基準法の規定に準じて適用される場合があります。  
 ※地区計画によって容積率の制限が異なる場合があります。  
 ※この図面は一般図であるので詳細は春日部市都市計画課(048-726-1111)にお問い合わせください。



【この図面は春日部市都市計画課の作成によるものであり、】  
 (図面番号) 平27 第112号  
 (図面名称) 春日部市 第11号  
 (図面番号) 平27 第143号  
 1. 平成27年3月市法 1:25000都市計画図  
 2. 平成27年3月市法 1:25000都市計画図  
 3. 平成27年3月市法 1:25000都市計画図

春日部市